

第23 仮貯蔵又は仮取扱いの承認

法第10条第1項ただし書に規定する危険物の仮貯蔵又は仮取扱い(以下「仮貯蔵等」という。)については、次によること。

なお、タンクコンテナ又はドライコンテナによる危険物の仮貯蔵は、11「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵」、12「ドライコンテナによる危険物の仮貯蔵」によること。

1 仮貯蔵等の反復の制限

法定期間（10日）が経過した後、仮貯蔵等を反復して承認しない。ただし、やむを得ない事由により、同一場所で仮貯蔵等を反復する必要がある場合は、この限りではない。

2 場所の位置

仮貯蔵等を行うことのできる場所の位置は、原則として危政令第9条第1項第1号の規定を準用するものとする。

3 屋外における仮貯蔵等

屋外において仮貯蔵等をする場合は、次によること。

- (1) 屋外において承認してはならない危険物は、第1類のアルカリ金属の過酸化物に該当する危険物、第3類の危険物、第4類の特殊引火物に該当する危険物及び第5類の危険物とする。ただし、次の形態のものは除く。

ア ドライコンテナ内に第1類のアルカリ金属の過酸化物及び第3類の禁水性物質が運搬容器に収納され、かつ、ドライコンテナ内に水が浸入しない措置が講じられているもの

イ ドライコンテナ内に第3類の自然発火性物質が運搬容器に収納されているもの

ウ ドライコンテナ内に第4類の特殊引火物が運搬容器に収納され、かつ、ドライコンテナ内の温度が保冷装置等により沸点又は発火点未満に保たれているもの

エ ドライコンテナ内に第5類の危険物が運搬容器に収納され、かつ、ドライコンテナ内の温度が保冷装置等により自己反応を起こさない温度に保たれているもの

- (2) 仮貯蔵等を行う場所の位置は、危険物の品名、数量及びその貯蔵又は取扱い方法並びに周囲の状況から判断して、火災予防上安全と認められる場所であること。
- (3) 湿潤でなく、かつ、排水及び通風の良い場所とし、その周囲にはさく等を設けて明確に区画すること。
- (4) 前号のさく等の周囲には、貯蔵し、又は取り扱う危険物の指定数量の倍数に応じ、危政令第16条第1項第4号に掲げる空地の幅の1/2以上の空地を保有すること。ただし、高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う場合は、危省令第24条の12第2項第

2号に掲げる空地の幅の1/2以上の空地を保有すること。

- (5) 液体の危険物を仮貯蔵等する場所は、直接公共下水道等に流出するおそれのない場所又は流出しないよう適当な措置を講じること。

なお、公共岸壁等で流出防止の適当な措置が講じられていない場合には油吸着材を準備すること。

4 屋内における仮貯蔵等

屋内において仮貯蔵等をする場合は、次によること。

- (1) 仮貯蔵等を行う場所の構造は、原則として耐火構造（危政令第9条第1項第5号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）又は不燃材料で造られた専用の建築物又は室とする。

なお、当該建築物の開口部には、特定防火設備を設けるよう指導する。

- (2) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

5 消火設備

仮貯蔵等を行う場所には、危険物の性質、数量等に応じて危政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が、屋外にあっては危険物の、屋内にあっては危険物及び建築物の所要単位の数値に達するように設けること。

6 仮貯蔵等における危険物の貯蔵又は取扱いの基準

仮貯蔵等における貯蔵又は取扱いの基準は、危政令第24条から第27条に定める技術上の基準に準じて行うこと。

7 危険物取扱者の立ち会い

仮貯蔵等において、取り扱う危険物の数量が指定数量以上となる場合には、当該危険物の取扱い作業に危険物取扱者を立ち合わせるよう指導する。

8 標識及び掲示板

仮貯蔵を行う場合には、周囲の見やすい箇所に、「危険物仮貯蔵所」又は「危険物仮取扱所」である旨を表示した標識及び仮貯蔵等の期間、危険物の類別、品名、数量、危険物の性質に応じた注意事項並びに現場管理責任者又は危険物取扱者の氏名及び緊急連絡先を記載した掲示板を掲げること。

なお、標識及び掲示板の大きさ並びに掲示する危険物に応じた注意事項は、危省令第17条、第18条に準じたものであること。（第23-1-1図・第23-1-2図・第23-1-3図参照）

9 地下タンクの定期点検に伴う危険物の抜き取り等

(1) 地下タンク貯蔵所

定期点検に伴い、地下タンク貯蔵所の地下貯蔵タンクから指定数量以上の危険物を抜き取る場合は、仮取扱いの承認を、また、抜き取った危険物をドラム缶等の容器に収納して一時的に貯蔵する場合は、仮貯蔵の承認を要する。この場合において、仮取扱いと仮貯蔵が一連の作業として実施される場合は、一の申請とすることができる。

(2) 製造所又取扱所

定期点検に伴い、製造所若しくは取扱所の地下タンクから指定数量以上の危険物を抜き取る場合又は当該製造所若しくは取扱所に抜き取った危険物を一時的に貯蔵する場合は、仮貯蔵等の承認は要しないものであること。ただし、当該製造所又は取扱所以外に抜き取った危険物を一時的に貯蔵する場合は、仮貯蔵の承認が必要である。

10 基準の特例

仮貯蔵等において、危険物の品名及び数量、危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、火災の発生危険及び延焼のおそれが著しく少なくかつ火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認めるときにおいては1から4までを適用しないことができる。

11 タンクコンテナ等による危険物の仮貯蔵（令4.12.13 消防危第275号通知）

(1) 運用上の留意事項

ア 申請者が同一であれば、同一時期に同一場所で複数のタンクコンテナ等（ドライコンテナ、リーファーコンテナ等）（以下「タンクコンテナ等」という。）を仮貯蔵する場合は、一の仮貯蔵とすることができること。

イ タンクコンテナ等の安全性及び輸送行程の複雑さを考慮し、仮貯蔵の承認に係る事務の迅速化を図ること。

ウ 仮貯蔵の承認申請書に添付する書類については、次に掲げる事項を記載した必要最小限の書類にとどめること。

(ア) 屋外での仮貯蔵

当該仮貯蔵所を含む敷地内の主要な建築物その他の工作物の配置及び周囲の状況を表した見取図

(イ) 屋内での仮貯蔵

前(ア)に定めるもののほか、建築物の仮貯蔵に供する部分の構造を表した図

エ 原則として仮貯蔵承認期間を過ぎて同一場所で仮貯蔵を繰り返すことはできないこと。ただし、台風、地震等の自然災害、事故等による船舶の入出港の遅れ、感染症等の影響により、船員や港湾労働者の確保ができないなど、港湾の稼働状況が悪化した結果による船舶の遅延、鉄道の不通等の申請者等の責によらないやむを得な

い事由により、仮貯蔵承認期間を過ぎても同一の場所で仮貯蔵を継続する必要がある場合は、繰り返して同一場所での仮貯蔵を承認できるものであること。

オ 次の場合においては、新たな仮貯蔵又は仮取扱いの承認は要しないものであること。

- (ア) 複合輸送において、船舶から貨車又は貨車から船舶へタンクコンテナ等を積み込むために、栈橋、岸壁若しくはコンテナヤードと同一又は隣接した敷地の鉄道貨物積卸場との間において、一時的にタンクコンテナ等を車両に積載して運ぶ場合
- (イ) コンテナ船又は貨車の到着前に積載式移動タンク貯蔵所の設置又は変更許可を受けた場合において、コンテナ船又は貨車の到着後に完成検査を受けるためタンクコンテナを埠頭、コンテナヤード等に一時的にとどめる場合
- (ウ) 車両の駐停車が禁止されている等の事由により、コンテナヤード等で完成検査を受けることができない場合において、完成検査を受けるためタンクコンテナを車両に積載して同一又は隣接した別の場所に移動する場合

(2) 技術上の基準等

ア 屋外における仮貯蔵

(ア) 仮貯蔵場所

- a 仮貯蔵場所は、湿潤でなく、かつ、排水及び通風のよい場所であること。
- b 仮貯蔵場所の周囲には、3 m以上の幅の空地を保有すること。ただし、危政令第9条第2項に定める高引火点危険物のみを貯蔵する場合又は不燃材料で造った防火上有効な塀を設けることにより、安全であると認められる場合は、この限りではない。
- c 仮貯蔵場所は、ロープ等で区画するか、白線等で表示すること。

(イ) 標識及び掲示板

a 標識

仮貯蔵場所には、見やすい箇所に「危険物仮貯蔵場所」である旨を表示した標識を設けること。

b 掲示板

仮貯蔵場所には、仮貯蔵期間、危険物の類、品名、貯蔵最大数量、貯蔵する危険物に応じた注意事項(「火気厳禁」、「禁水」等)、管理責任者及び緊急時の連絡先を表示した掲示板を設けること。

(ウ) 消火設備

仮貯蔵場所には、原則として貯蔵する危険物に応じて危政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が危険物の所要単位の数値に達するように設けること。

(エ) 仮貯蔵中の火災予防に係る事項

- a 仮貯蔵場所には、「関係者以外立入禁止」の表示を掲げる等、関係のない者をみだりに出入りさせないための措置を講じること。
- b 仮貯蔵場所には、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- c 仮貯蔵中は、危険物以外の物品を貯蔵しないこと。
- d タンクコンテナ等を積み重ねる場合は、同じ類の危険物を貯蔵するタンクコンテナ等に限るものとし、かつ、地盤面からタンクコンテナ等の頂部までは6 m以下とすること。
- e タンクコンテナ等の相互間には、点検のための間隔を設けること。
- f 危険物の管理責任者は、適宜巡回し、タンクコンテナ等の異常の有無及び前 a から e までを確認すること。

イ 屋内における仮貯蔵

(ア) 仮貯蔵場所

- a 仮貯蔵場所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ、出入口に防火設備(危政令第9条第1項第7号に規定する防火設備をいう。以下同じ)を設けた専用室とすること。
- b 前 a の専用室の窓にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること。

(イ) その他

前ア(イ)から(エ)までの例によること。

12 油入ケーブル敷設替え工事に伴う絶縁油の仮取扱い

洞道内に敷設されている油入りケーブル（以下「OFケーブル」という。）の切断・接続工事が、絶縁油を内蔵した状態で行われる場合の仮取扱い承認は、前1から8までによるほか次によること。

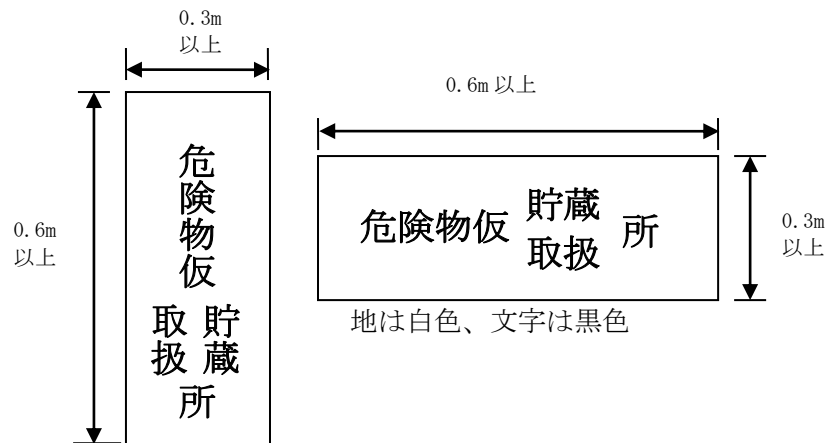
(1) 承認の範囲

OFケーブルの接続工事等を行う場所（以下「工事場所」という。）ごととする。

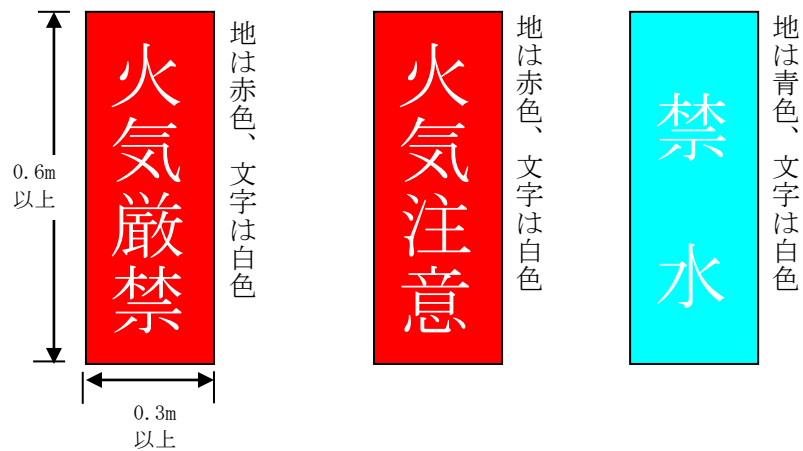
(2) 危険物取扱量の算定等

危険物取扱量の算定は、OFケーブルの敷設替えを行う部分の両端に設けられている変電所のヘッドタンク及びヘッドタンク間を接続しているOFケーブルに内蔵されている絶縁油の総量とする。（第23—2図参照）

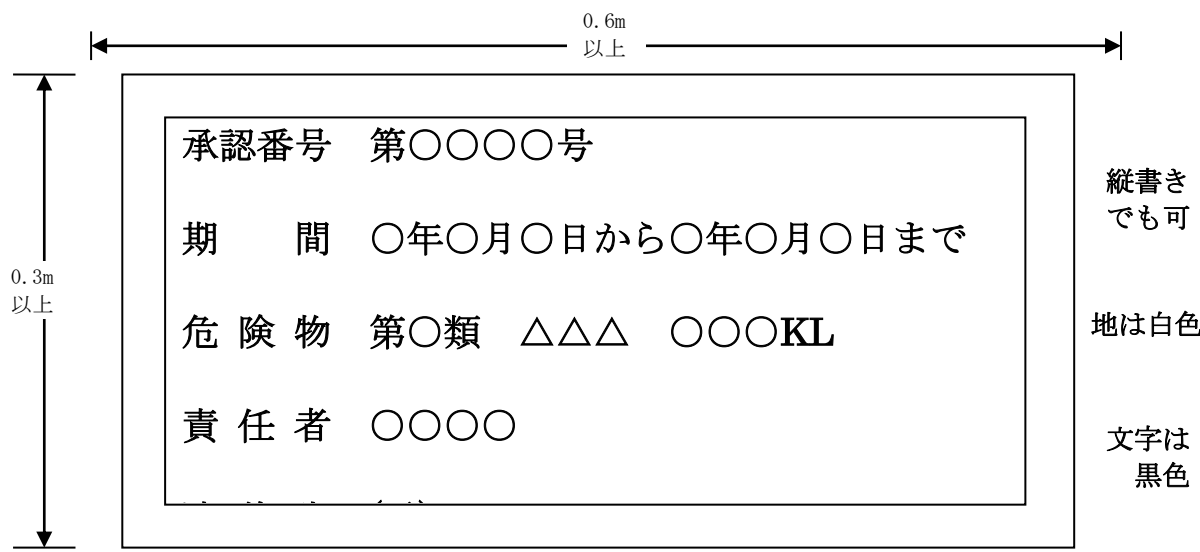
(3) 工事場所におけるケーブル切断から接続完了まで間を、危険物を取り扱う期間とする。



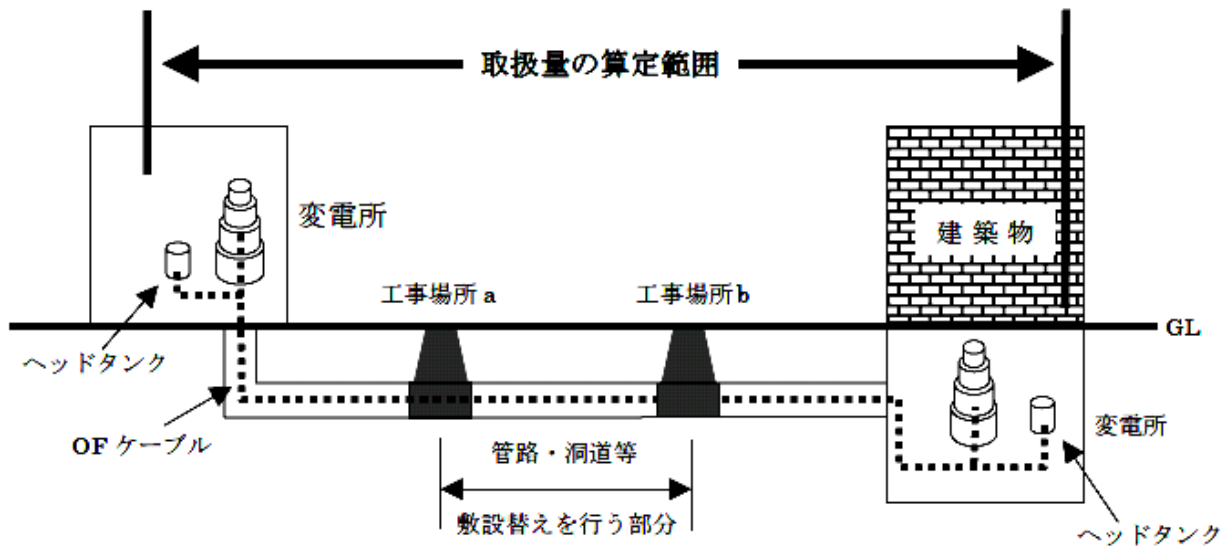
第23－ 1 － 1 図 標識（危省令第17条第 1 項の例による。）



第23－ 1 － 2 図 防火に関し必要な揭示板
（危省令第18条第 1 項第 4 号及び第 5 号の例による。）



第23－ 1 － 3 図 仮貯蔵等に関する揭示板の例



第23-2図 油入ケーブル敷設替え工事に伴う絶縁油の取扱量の算定範囲